

口蹄疫の発生に備えた対策の実施について

食肉衛生検査所 ○松本浩樹、鳥居佐知※

※現：衛生科学センター

1 はじめに

口蹄疫は、口蹄疫ウイルスにより牛、豚など偶蹄類の口や蹄での水疱の形成等の症状を呈する疾病である。極めて感染力が強く、幼獣では高い致死率を示し、成獣では死亡率は低いものの、発育障害等により産業動物としての価値が失われる。家畜伝染病予防法において、特定家畜伝染病に指定されており、発生時は徹底した防疫措置の対象となる。国内では平成 22 年に宮崎県で発生して以降発生はないが、近隣諸国では依然発生しており警戒が必要である。

当所では「滋賀県食肉衛生検査所口蹄疫対策要領」(令和 4 年2月。以下「対策要領」とする。)を制定し、近隣府県や県内での発生時に必要な対応を定めている。今般、口蹄疫がと畜場内で発生した場合に備え、所内対応マニュアルの作成および関係者会議を実施したので報告する。

2 材料および方法

(1)対応マニュアルの作成

と畜検査において、口蹄疫を疑う牛を発見する場所別に対応を具体的に想定した対応マニュアルを整備することとした。

マニュアルの作成にあたり、家畜保健衛生所に対し、事前に当所の想定している対応の妥当性確認を行った。

(2)関係者会議の実施

口蹄疫発生時の対応の概要について確認するため、と畜場設置者と事前協議を実施した。

次に、関係者間の共通認識を持ち、連携体制を構築するため、と畜場設置者(S 公社)、と畜業者(S 市場)、家畜保健衛生所等による関係者会議を実施した。

3 成績

(1)「口蹄疫を疑う牛を発見した場合の対応マニュアル」(以下「対応マニュアル」とする)の作成

と畜検査において、口蹄疫を疑う牛を発見する場所別に、関係機関の動き、時系列での対応を加えて作成した。(令和6年9月)(図1、2参照)

第3 措置

1 病畜棟

- (1) 車上で行う生体検査で発見した場合
- (2) 処理室内の解体検査で発見した場合

2 一般と畜

- (1) 係留所における生体検査で発見した場合
- (2) 処理室内の解体検査で発見した場合

3 要領第2章2に基づく事前検査 ※

- (1) 待機場で行う事前検査で発見した場合

4 発見場所別対応モデル

※ 県内での発生時等は生体検査を行う係留所への搬入前に、口蹄疫の特定症状(口腔粘膜の水疱等)の有無を確認する事前検査を、洗車場横の待機場で実施する。

図1 対応マニュアル目次(抜粋)

(別添3) S食肉センター—般と畜待機場の事前検査で口蹄疫を疑う牛が発見された場合の対応モデル					
日時	食肉衛生検査所	公社	市場	副生物	生活衛生課・家畜保健衛生所
1日目 11:00	<u>事前検査で 異常な流涎および口腔内等に水疱等を伴う異常な牛を発見</u> ・当該牛および同じ搬入車両に同居する全ての牛の移動を自粛 ・作業員、運転手および車両等に待機を指示 ・食肉衛生検査所長に報告	＜状 況 説 明＞ ・事前検査で異常な流涎および口腔内等に水疱等を伴う異常な牛を発見 ・当該牛および同じ搬入車両に同居する全ての牛の移動を自粛、作業員、運転手および車両等に待機を指示 ・口蹄疫を疑う異常牛であるかを確認中			
11:25	所長から家保に届出、その後生活衛生課に報告				<u>届出の受理</u> ・畜産課へ連絡 ・家保職員の派遣 <u>報告の受理</u>
11:30	<u>次長から公社、市場および副生物に下記を報告、指示</u> ・口蹄疫を疑う異常牛の発見および現状報告 ・待機場および係留所への立入を制限する ・と畜場内全ての出入口を一時閉鎖、車両および人の待機、消毒設備の設置 ・新たな牛の搬入を自粛し、翌日以降のと畜中止 ・当該牛および同一農場出荷牛	<u>下記を対応し、関係者に連絡</u> ・待機場および係留所をロープ等で区切り立入を制限する ・と畜場内全ての出入口を一時閉鎖 ・車両および人の待機 ・センター出入口に踏込消毒槽、手指消毒器の設置 ・消毒剤の準備	<u>下記を対応し、関係者に連絡</u> ・新たな牛の搬入を自粛し、翌日以降のと畜中止 ・当該牛および同一農場出荷牛のと畜中止 ・枝肉および部分肉の移動自粛(家保職員の指示に従う)	<u>下記を対応し、関係者に連絡</u> ・新たな牛の搬入を自粛し、翌日以降のと畜中止 ・内臓の移動自粛(家保職員の指示に従う)	

待1

図2 発見場所別対応モデル(抜粋)

(2)「S食肉センターにおける口蹄疫対応検討会議」の開催

- ・口蹄疫発生時の対応の概要について確認するため、会議に先立ち、令和6年2月にS公社との事前協議を行ったところ、消毒薬の入手先および搬出入記録様式について質問があった。

・「S 食肉センターにおける口蹄疫対応検討会議」

ア 開催日 令和 7 年 2 月

イ 参加者 S 公社、S 市場、家畜保健衛生所、畜産課、食の安全推進室、当所

ウ 内容

(ア) 口蹄疫についての最近の状況(家畜保健衛生所)

(イ) 対策要領および対応マニュアルについて(当所)

(ウ) 現場確認ウォークスルー

(エ) 意見交換

エ 結果

- ・家畜保健衛生所からは、口蹄疫を取り巻く状況のほか、発生場所(近隣農場、と畜場内)ごとの防疫対応について説明があった。
- ・当所からは対策要領および対応マニュアルについての説明に合わせて、事前協議の際 S 公社から質問のあった2点について情報提供した。
- ・実際に現場をウォークスルーしながら、対応マニュアルで想定している対応に齟齬がないか確認した。(図3、4参照)



図3 係留所の確認



図4 解体室の確認

- ・意見交換において S 公社からは、防疫対応において、法的な強制力を伴わない“指導”や“協力”といったものでは関係者への説明に懸念が生じる点と、発生する損害への経費補填について意見があった。S 市場からは、係留中の牛について口蹄疫発症牛とは別の農場の牛に対する対応が決まっていないなど、国の防疫指針が具体性に欠けるとの指摘があった。
- ・今後も情報共有とともに、引き続き連携を図ることを確認した。

4 結論

口蹄疫発生時、S 公社、S 市場等のと畜場関係者に対し一次対応するのは当所となる可能性が高いため、平時から当所の対応を想定することが重要である。

発生時のより具体的な動きを想定した対応マニュアルの作成を通して、課題、懸念点を再認識することができた。

関係者会議において、ウォークスルーによる対応マニュアルの妥当性確認、S 公社および S

市場の意見の把握、今後の対応の確認ができたことは有意義だった。

なお、口蹄疫対策にあたり、家畜保健衛生所と実施した複数回の協議の機会を捉え、他の疾病対策についても協議を実施することで連携をより強化することができた。

口蹄疫発生時は関係機関の連携が最も重要になることから、引き続き家畜保健衛生所およびと畜場関係者との連携を密にしていきたい。